

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 慈童会 鈴鹿第4地域包括支援センター(鈴鹿第4介護予防支援事業所)
所在地	鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2
事業者指定番号	第 2400300071 号
管理者・連絡先	管理者：三宅真奈美 059-385-7770
サービス提供地域	鈴鹿第4圏域 (長太・箕田・若松(南若松の一部除く)岸岡町一部含む。)

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者(常勤兼務) (兼任：社会福祉士)	1名
主任介護支援専門員(常勤専従)	1名
社会福祉士(常勤兼務)	1名
保健師または看護師(常勤専従)	1名
保健師または看護師(非常勤専従)	1名
介護支援専門員(常勤専従)	1名

3 サービス提供時間

8時30分から17時15分までとします。

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日までを除く)

ただし、サービス提供の必要が生じた場合は、この限りではありません。

4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として介護保険から全額給付されますので利用者の負担がありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合は請求されることがあります。

5 サービスの提供方法

(1) 利用までの流れ

窓口、電話等でご本人、ご家族等より、現在の状況や生活上の要望などを伺います。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結した後、介護予防サービス・支援計画書を作成します。(計画作成以降は居宅介護支援事業所へ委託する場合があります。)

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者より解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します。

- 利用者が死亡した場合
- 利用者が担当地区外に転居したこと等により、サービス利用が困難になった場合
- 利用者が医療施設等へ入院(所)し、又は要介護認定を受けた場合や要支援認定が受けられなかったこと等により、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合

6 サービスの目的及び内容

利用者が居宅での介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や、利用者及びその家族等の希望を確認し、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者、サービス事業者等双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

7 サービスに関する留意事項

(人権の擁護及び虐待の防止)

- ・事業者は利用者等の人権の擁護及び虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
 - (2) 利用者等に対する虐待に相当する行為やその恐れのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。
 - (3) 職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整備し、利用者等に対する虐待の防止や権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(感染症の予防及びまん延防止)

- ・事業者は法人が定める「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

(事業継続計画)

- ・事業者は感染症や災害が発生した場合でも、事業者が定める「事業継続計画」に基づき、利用者等が継続して支援が受けれるよう必要な措置を講じます。

(ハラスメントの防止)

- ・事業者は職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するために、必要な措置を講じます。
- ・利用者又は家族が著しい迷惑行為や故意または重大な過失により、健全な関係を築くことが困難と判断した場合には、サービスの中止や契約を解除することがあります。

(電磁的記録及び電磁的方法の取り扱い、情報通信機器の活用)

- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際し、個人情報保護に十分注意し、事前に利用者又は家族の承諾を得た上で、以下の取り扱いを行う場合があります。
 - (1) 電磁的記録による書面作成、保存。
 - (2) スマートフォン、タブレット等の情報通信機器による事業所内外での情報共有等。
 - (3) パソコン等を用いた会議や面談。

8 担当者の変更

利用者等より申し出があった場合、担当者を変更することができます。ただし、担当者の指名はできません。

9 個人情報等の秘密保持

- (1) 地域包括支援センターは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないよう、必要な処理を講じます。
- (2) 地域包括支援センターは、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス調整のための担当者会議、サービス提供事業所、医療機関、(在宅介護支援センター)等へ個人情報の提供は行いません。

10 家族等への連絡

利用者、家族等より要望があり、双方の了承を得た場合、利用者へ連絡した内容を家族等にも通知することができます。

11 記録の保管、閲覧等

介護支援サービスの提供のために作成した記録、書類は、サービス完了日より5年間保存しなければならないものとしします。

また、利用者及びその家族等は、保存された記録の閲覧、写しの交付を申請することができます。ただし、写しの交付については、かかる実費を利用者、その家族に対し、請求することができます。

12 緊急時の対応

サービス提供時の事故発生や体調悪化等の緊急時には、家族のほか、主治医、サービス事業者等必要な機関との連携を図り、対応するものとしします。

13 損害賠償及び事故時の対応

サービス提供において、事故が発生した場合は必要な措置をとり、速やかに家族等のほか、鈴鹿亀山地区広域連合に連絡します。

14 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

鈴鹿第4地域包括支援センター 管理者 三宅真奈美	電話番号 059-385-7770
	FAX番号 059-385-7771
	月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鈴鹿亀山地区広域連合	住所 〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号 鈴鹿市役所 西館3階 電話番号 059-369-3201 (給付グループ) 059-369-3205 (指導グループ)
三重県国民健康保険団体連合会	住所 〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 鈴鹿第4地域包括支援センター
（鈴鹿第4介護予防支援事業所）

説明者 _____ 印

(委託先の居宅介護支援事業所が説明を行った場合)

事業者名 _____

説明者 _____ 印

(業務委託先居宅介護支援事業者) 所在地 _____

事業者名 _____

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____

署名代行者 氏名 _____